

木造住宅を小規模改修される方は 事前に申請すると

最大 **15万円** もらえます



目的	木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する方に対して、補助するためです。		
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の一戸建ての住宅、長屋、共同住宅 又は 併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のものに限る。） 西尾市が実施する 無料の耐震診断 の判定値が 1.0 未満の住宅		
対象工事	改修前と比較して、対象住宅の 耐震性能が向上 する、以下の 小規模改修工事（その他市長が認める耐震上有効な工事を含みます。） 注）1つの敷地で受けられる耐震改修費補助は、1回限りです。 ※ 判定値を 1.0 以上にする場合は、瓦屋根の耐風改修補助と一緒に受けることができます。		
	小規模改修の主な例		 <p>交付決定前に 工事着手し てはいけません 書面の契約 が必要です</p>
 <p>居間・寝室等一日のうち、主に長い時間を過ごす部屋を補強する</p>	<p>※</p>  <p>屋根を重い材料（瓦葺等）から軽い材料（スレート等）とする</p>	 <p>壁を補強する</p>	
補助の額	改修工事費の 2分の1 の額で、最大 15万円 （千円未満切捨て）		